

## 市営バス・地下鉄における新型コロナウイルス感染症対策について

## ＜参考：新型コロナウイルス感染症をめぐる状況＞

- 2月5日(水) ダイヤモンド・プリンセス号横浜港沖で14日間の船上隔離
- 25日(火) 政府が「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を発表
- 26日(水) 政府が今後2週間のイベントの中止・延期・規模縮小を要請
- 27日(木) 政府が学校臨時休校を要請
- 3月13日(金) 緊急事態宣言発出のための新型インフルエンザ等対策特別措置法改正
- 26日(木) 首都圏自治体における週末の外出自粛要請
- 4月7日(火) 緊急事態宣言
- 5月25日(月) 緊急事態宣言解除

## I 市営バスの取組

## 1 運行状況と感染防止の取組

## (1) 運行状況

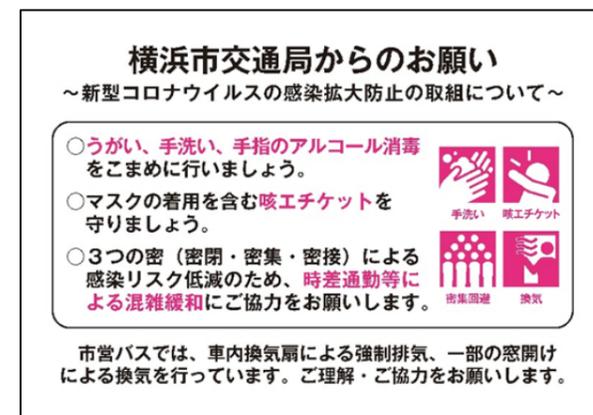
- ・ あかいくつについては、3月28、29日及び4月4、5日の土日、4月8日(水)から5月31日(日)まで運休し、6月1日(月)からは平日ダイヤで運行しています。
- ・ ピアラインは3月28、29日の土日及び4月4日(土)から5月24日(日)まで運休し、5月25日(月)から時間短縮で運行を再開しました。
- ・ ぶらり赤レンガBUS及びぶらり三溪園BUSは、3月28日(土)から全便運休中です。
- ・ 深夜バスは4月4日(土)から土曜日を運休し、4月27日(月)からは平日を含めて全便運休中です。
- ・ 一般路線バスは4月27日(月)から5月8日(金)までの平日を土曜ダイヤで運行し、5月11日(月)から通常ダイヤで運行中です。

## (2) お客様に対する感染防止の取組

- ア 車両のつり革、手すり、床等の定期的な消毒
- イ バス車内における換気扇及び窓を開けての換気、待機場所等での前後ドア開放による換気
- ウ バスの運賃箱付近及び運転席背面へのビニールカーテン設置
- エ あかいくつ及びリムジンバスにお客様用のアルコール消毒剤を設置
- オ 車内ポスター掲出、車内放送、動画放映等によるお客様への感染拡大防止の啓発



〈運転席付近のビニールカーテン〉



〈お客様啓発車内ポスター〉

## (3) バス事業に従事する職員の感染防止の取組

- ア 乗務員及び営業所職員のマスク着用
- イ 手洗い、うがい、アルコール消毒剤による手指消毒の徹底
- ウ 職員の健康管理（朝礼・点呼時における発熱有無等の体調確認）の徹底
- エ 営業所点呼場、食堂での飛沫飛散防止
- オ 事務所内、及び乗務開始時の運転席周りの消毒



〈点呼場における飛沫飛散防止〉



〈食堂における飛沫飛散防止〉

## ＜参考：ダイヤモンド・プリンセス号の下船客輸送対応＞

## 1 輸送実績

2月19日(水)～22日(土)、大黒ふ頭～横浜駅東口間のシャトルバスを運行し、延べ53便、522名の輸送を行いました。

## 2 運行時の対策

乗務員はマスク、手袋等を着用し、運転席と客席を分離するビニールシートを設置しました。また、待機場所ではドアを全開して換気し、さらに専門業者によるアルコール消毒を毎日実施しました。

## 3 運行後の対策

乗務員は全員健康状態に異状はありません。車両は輸送業務終了後、車内全体の清掃・消毒を改めて実施したうえで6月1日(月)から使用を再開しています。



## II 市営地下鉄の取組

### 1 運行状況と感染防止の取組

#### (1) 運行状況

通常どおり運行

#### (2) お客様に対する感染防止の取組

ア 車内の換気

(ア) ブルーライン 各車両一部の窓を開けて運行

(イ) グリーンライン 換気装置を稼働させ運行

イ 車両のつり革、手すり、ドア等の定期的な消毒

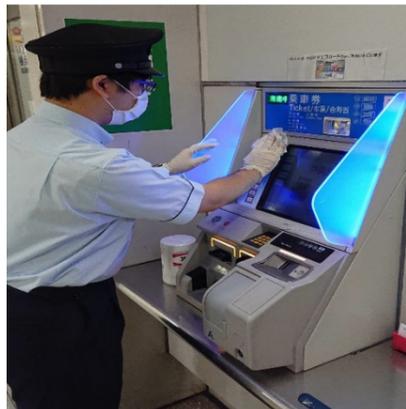
ウ 駅トイレのハンドドライヤーの使用中止

エ 駅構内の券売機や駅務機器、エスカレーター・階段の手すり、エレベーターのボタン・手すりの定期的な消毒

オ 駅カウンター及び駅事務室等にお客様用のアルコール消毒剤を設置

カ 駅カウンター及び駅事務室等にビニールカーテンを設置

キ 駅構内放送、多目的デジタル案内板、案内表示器テロップ、駅貼りポスターなどによるお客様への感染拡大防止の啓発



〈券売機のアルコール消毒〉



〈感染防止取組の紹介動画〉

#### (3) 地下鉄事業に従事する職員の感染防止の取組

ア 駅職員及び運転士のマスク着用

イ 手洗い、うがい、アルコール消毒剤による手指消毒の徹底

ウ 職員の健康管理（朝礼・点呼時の体調確認等）の徹底と毎日の検温

エ 乗務管理所点呼場での飛沫飛散防止

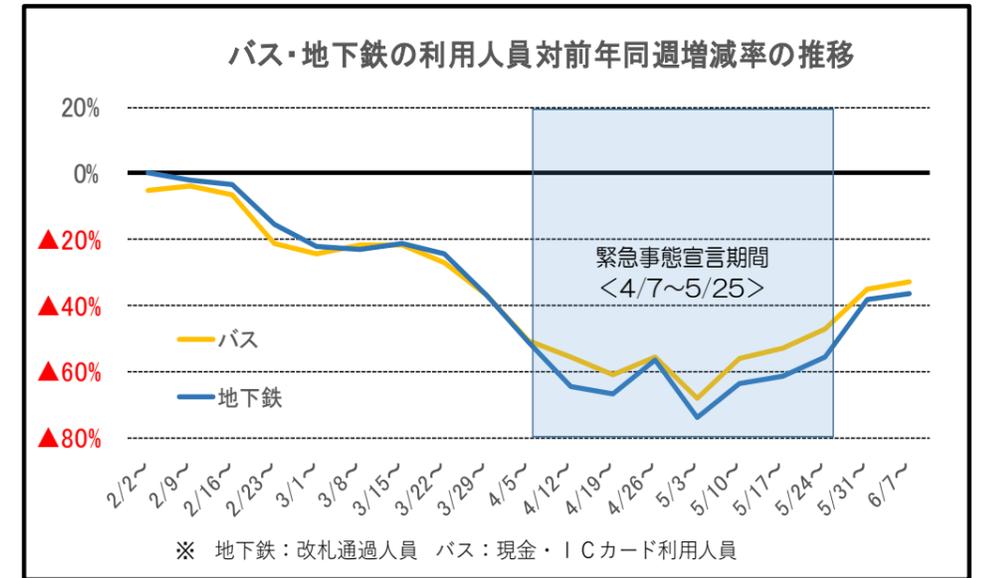
オ 駅事務室内の消毒

## III 新型コロナウイルスの経営への影響

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う国等からの外出自粛要請などによって、2月下旬以降、市営バス・地下鉄をご利用のお客様が徐々に減少しました。

緊急事態宣言発令期間中は、両事業とも対前年同週比で60%を超えて落ち込むなど、事業運営に大きな影響が生じています。

緊急事態宣言が解除されて以降は、徐々に利用人員が増加していますが、「新しい生活様式」(\*)の実践などにより、現時点では、回復は限定的な状況となっています。



※ 政府が公表した「新しい生活様式」の実践例では、テレワークや時差通勤のほか、公共交通機関の利用について、徒歩や自転車も併用することなどが例示されています。

## IV 今後の対応

バス・地下鉄ともに通常の運行を確保しながら、お客様へのお願いとして、ご乗車時のマスク着用や、車内では会話を控えめにするなど、新たな乗車マナーを積極的に呼びかけます。

今後、「新しい生活様式」の浸透により、公共交通機関のご利用状況にも変化が見込まれます。特にバス事業では、お客様の減少や利用時間帯の変化も想定しつつ、持続的な事業運営により市民の足を確保できるバスネットワークを維持するために、路線やダイヤの見直しを進めていきます。

地下鉄事業では、現行の輸送力による運行確保を基本とし、感染予防に配慮しながら沿線の活性化に貢献していきます。

また、地域の公共交通サービスを維持するため、国に対して、経営支援のための新たな制度を整備するよう、他の交通事業者とともに連携して要望していきます。